

資料1 事故等の報告に基づく行政指導と主な改善報告

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
北海道 運輸局	株式会社 マックア ースリゾ ート北海 道 代表取締 役	鉄道部長	H25. 2. 18	<p>索道運転事故の防止については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、平成25年2月16日、貴社オーズクワッドリフトにおいて搬器落下事故が発生した。この事故において幸いにも死傷者はなかったが、このような事故は乗客が死傷するおそれがあり、誠に遺憾である。</p> <p>また、事故発生直前に不完全握索検知により非常停止したにもかかわらず、それに対する措置が不適切であったことは、貴社における運転事故等に係る理解が不十分であるものと考えられる。</p> <p>よって、今回の事故について早急に原因究明を行い再発防止対策を講ずるよう嚴重に警告する。</p> <p>なお、事故原因及び講じた措置等について、速やかに文書で報告されたい。</p>	H25. 6. 26	<p>1. 点検整備について</p> <p>① 握索機について 運転再開時の緊急対策として、全搬器についてリージングローラーとランニングローラーを測定し、リージングローラーは使用限度92mmのところ実測値93mm以下の物は全て交換した。またランニングローラーは使用限度157mmのところ実測値158mm以下の物は全て交換した。 今後は、握索機整備記録簿に新品寸法と使用限度寸法を明記して、一目で判別できるように改定し、使用限度を超えた部品は必ず交換するように徹底すると同時に、索道技術管理者は必ず適合検査時に、握索機整備記録簿を再確認することを徹底する。</p> <p>② 握放索関連装置及び保安装置について 握放索関連装置及び保安装置の寸法測定表を作成し、それに基づいて確実に点検整備を実施する。また、測定に関しては専用治具を使用し、正確に測定することを徹底する。 メーカーの取扱説明書等にある保守管理について再教育すると同時に、保守管理に関する講習会や実習会等に積極的に参加し、技術力の向上を図る。</p> <p>2. 保安装置作動時の対応について 保安装置が作動した場合、必ず検知した搬器を逆転して停留場内に移動させ、近距離による目視及び触診により握索状況を確認する。 異常が無ければ保安装置を復帰して、減速運転(1.0m/s)にて状況を確認後、通常運転に切り替える。異常があればその搬器を取り外して格納した上で分解点検等を行う。また、安全な場所に搬器を移動したら、減速運転(1.0m/s)にて状況を確認し、安全が確認された後、通常運転に切り替える。 保安装置の機能と作動した場合の対処方法(確認箇所)等をマニュアル化し、索道係員に徹底を図る。また、何時でもマニュアルを確認できるように運転室等に常備する。 保安装置が作動した場合の対処マニュアルに沿って適切に行われたことの確認や運転再開にあたっての安全確認の体制を明確にする。</p> <p>3. 運行管理体制について 今後、索道技術管理者または索道技術管理員のどちらかが必ず勤務するように、索道技術管理員を増員する。また同時に、索道技術管理者が不在の場合には迅速に連絡をとれるように徹底する。</p> <p>4. 索道係員に対する教育訓練について 運転再開時の緊急対策として、係員に対して本件に関する教育指導を平成25年2月19日に行った。さらに、今後二度とこのような事故の無いように周知徹底させるために、平成25年2月23・24日に講習会「自動循環式特殊索道の運転取扱と事故及びインシデント発生時の対応について」を開催したうえで、平成25年2月25日からの営業運転をした。 今後も各保安装置作動時の取扱いや事故及びインシデント発生時の対応について継続して教育を実施する。</p>

平成23年度の行政指導を行ったもので平成24年度に改善報告があったもの

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
関東運輸局	株式会社草津観光公社 安全統括管理者	鉄道部長	H24. 1. 4	<p>索道運転事故の防止については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、平成23年12月29日、貴社、草津国際スキー場殺生クワッドリフトにおいて、搬器落下事故が発生した。この事故において幸いにも死傷者はなかったが、このような事故は、乗客等が死傷するおそれがあり、誠に遺憾である。</p> <p>また、事故発生後、鉄道事故等報告規則第6条に定める速報が不正確であったことは、貴社における運転事故等に係る理解が不十分であるものと考えられる。</p> <p>よって、今回の事故について早急に原因究明を行い再発防止対策を講じるとともに、運転事故速報のあり方について検証を行うよう厳重に警告する。</p> <p>なお、事故原因及び講じた措置等については速やかに文書をもって報告されたい。</p>	H24. 10. 14	<p>1. 係員の教育、訓練等について</p> <p>① 1月5日、今回の事故を踏まえ株式会社草津観光公社 代表取締役が索道事業に従事する職員及び冬季臨時職員を全員招集し、安全運行のあり方について再度通告するとともに安全統括管理者が事故の全貌を説明し、事故の再発防止に努めるべく日常点検のあり方から非常時の対応までを講義した。</p> <p>② 1月9日、安全統括管理者が索道技術管理者を再度招集、日常の行動指針「基本を忘れず」「報告・連絡・相談」を実施し、スキー場利用者への安全管理が行き届くよう徹底すべくまた、現場でのヒューマンエラー防止策について日頃の心構え、どのような原因で事故が起きてしまったのか、必ずその原因を究明することを指導した。</p> <p>③ 2月14日、草津町町長が営業終了後に索道課職員を招集し、今後の安全対策に向けて、社外から索道技術指導者を招き、施設の管理方法及び点検方法等の指導を仰ぐとともに、より安全なスキー場の運営に努めるよう訓辞を行い、これを踏まえて、平成24年2月23日から約一週間程度、第2回目として、3月26日から30日までの5日間索道技術指導者が来場し、当社の索道担当者の指導を行っております。</p> <p>④ 2月23日、リフトメーカーからの索道技術指導者を招き、施設の管理、点検方法を直接指導して頂き、安全なリフト運行方法を再確認した。今後も社外技術指導者を招いて技術指導を仰ぐ事とする。</p> <p>2. 施設の整備等について</p> <p>① 1月6日、リフトメーカーに依頼し、「御成山第1ロマンズリフト」・「天狗山クワッドリフト」・「殺生クワッドリフト」の受索装置の点検を実施した。(点検の結果、異常なし)</p> <p>② 脱索に至った際についての索条の傷等の点検方法として始業前点検、終了後の点検は目視も含め慎重に行う。また、シーズン終了後にリフトメーカー指摘箇所を重点的に補修、調整を行っている。</p> <p>③ 1月8日、脱索検出装置の全点検と内部にサビ等が発生している装置については交換を行った。</p> <p>④ 2月29日、フランジリング溝部に塗装がされていないことと、フランジリングが適正に挿入されていることを確認した。今後、フランジリングの溝部に塗装を行わないことを徹底する。</p> <p>⑤ 6月14日、4号支柱下り線の受索装置の再調整を行い、事故により損傷した部品を交換した。</p> <p>⑥ 6月14日、線路中の受索装置のセンターを確認し、必要箇所は調整を行った。</p> <p>3. 線路周辺の支障物の除去について</p> <p>① 樹木伐採まで始業点検において、徒歩並びにスキー等で各所の点検、支障物の確認や除去等を行う。</p> <p>② 国立公園、国有林であるため、環境省及び吾妻森林監理署に申請を行い、シーズン終了後の伐採許可を頂き、線路に近接する支障木を除去した。</p>

					<p>また、毎年シーズン前にも線路に支障するおそれのある支障木、枝、蔓等の除去を行う。</p> <p>4. 異常発生時の対応について</p> <p>① 索道が非常停止した際の安全確認は、技術管理者及び技術管理員の2名以上で現地にて必ず確認することを徹底する。なお、技術管理者又は技術管理員が不在の場合は、相当の係員が代行する。</p> <p>② 原因については事務所内索道課に正確な連絡を入れ、速やかに対処する。</p> <p>③ 処置は憶測によらず、知り得た情報を基に原因の究明を行い、必要な対策を講じ、安全を確認した後に運転を再開する。</p> <p>④ 事故速報は技術管理者より直接運輸局へ速やかに報告し、事象に訂正があった場合にも速やかに連絡する。</p> <p>5. 社内の体制について</p> <p>① 営業運転の際は、監視の強化を行い、係員乗車でのパトロール巡回の回数を増やし、安全確認の強化を行う。</p> <p>② 2月9日、索道事務所及び各技術管理者用の無線機を新たに導入し、事故発生時等は、無線機を携帯し何時でも連絡を取れる体制とした。</p> <p>③ 日々の運行終了後に技術管理者が中心となり、その日の出来事、普段とは違うと感じた箇所の報告、対策等についてのミーティングを行う。</p> <p>④ 技術管理者及び係員は日頃から正常な状況を把握し、少しでも異常と思われることは、必ず上司に報告を入れる。</p> <p>⑤ 社内での機械操作研修の再教育は定期的に行い、徹底させる。</p> <p>6. 不正確な速報の再発防止対策</p> <p>平成23年12月29日の事故速報については、現場での正しい状況の把握をせず事務担当者が事象を「脱索」として運輸局の担当者に報告を行った。今後は、迅速で正確な情報を把握するために、新たに各技術管理者用に無線機を携帯させ、索道課事務所内には、スキー場内全てのリフト、ロープウェイからの情報を受信、把握できるように新規に基地局を設置した。</p> <p>また、運転係員に索道運転事故と報告対象となるインシデントの違いを理解させる為、各技術管理者が運転係員に対しての再教育を行い、速報対象となる事象、速報の連絡先等の掲示を見やすい場所に移動して、迅速な対応を行えるようにした。</p> <p>さらに、事故速報は、技術管理者が直接報告する事とし、事象に訂正があった場合にも速やかに連絡する事とする。</p> <p>今回の事故を踏まえ、報告の大切さを再度周知するとともに徹底し、今後、万が一事故が発生した場合には、現場索道技術管理者を中心に情報を集約し、正確な事故速報を作成並びに報告し、随時最新の詳細情報を報告できる体制を確立する。</p>
--	--	--	--	--	--

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
東北 運輸局	株式会社 セラヴィ リゾート 泉郷 安全統括 管理者	鉄道部長	H24. 2. 17	<p>索道の安全確保については、機会あるごとに注意を喚起しているところであるが、平成24年2月16日、貴社の「天鏡台ゴンドラリフト」において、インシデント(脱索)が発生した。幸いにも死傷者はなかったものの、重大な事態に発展するおそれがあり、誠に遺憾である。</p> <p>については、本インシデントの原因を究明し、再発防止対策を講じるよう警告する。</p> <p>なお、原因及び講じた措置等については、速やかに文書で報告されたい。</p>	H24. 5. 30 (中間報告)	<p>1. 教育研修会 (H24. 3. 21~22実施)において係員全員に対し今回のインシデント(脱索)の事故概要、原因、再発防止策について周知徹底した。</p> <p>2. 索道施設の修繕・交換についての処理連絡体制を明確に定め、係員全員に周知した。</p> <p>3. 索道施設の保守管理については索道施設の点検をメーカーに依頼し、不適合な施設の箇所について修繕、整備することにした。 (平成24年11月までに施設修繕する予定)</p>
					H24. 12. 13 (最終報告)	<p>1. 研修会 (H24. 10. 8、H24. 12. 11~12実施)において社員・係員に対し今回のインシデント(脱索)の重要性について周知した。</p> <p>2. 不適合な索道施設の箇所について修繕、整備を行った。(H24. 11. 21完了)</p>